

P55

③ 本地域内のタクシー・ハイヤー

本地域内に事業所のあるタクシー・ハイヤー事業者の乗務員の状況は、高齢化が進んでおり、60代以上の乗務員が全体の75.6%となっています。

表 3-12 本地域内に事業所のあるタクシー・ハイヤー事業者

事業者名	所在地	乗務員数						合計
		20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
丸北ハイヤー有限会社	夕張市	0	0	0	0	6	0	6
夕張第一交通株式会社	夕張市	0	0	0	1	4	0	5
岩見沢小型ハイヤー株式会社	岩見沢市	0	0	1	7	14	20	42
岩幌交通有限会社	岩見沢市	0	1	1	3	9	5	19
日の出交通株式会社	岩見沢市	1	2	8	5	15	8	39
北交ハイヤー株式会社	岩見沢市	0	0	4	13	33	39	89
昭和ハイヤー株式会社	美唄市	0	0	0	1	10	4	15
美唄交通株式会社	美唄市	0	0	0	0	2	3	5
株式会社美唄自動車学校	美唄市	0	0	0	2	3	7	12
有限会社新和ハイヤー	南幌町	0	0	1	0	3	0	4
有限会社由仁ハイヤー	由仁町	0	0	0	0	1	3	4
株式会社高田モータース	長沼町	0	0	4	5	2	2	13
株式会社栗山ハイヤー	栗山町	0	0	0	2	5	2	9
有限会社アオヤナギ観光バス	月形町	0	0	0	5	6	2	13
合計		1	3	19	44	113	95	275

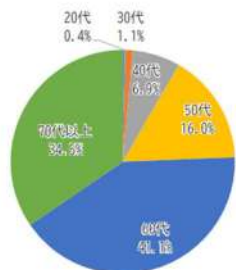


図 3-41 運転手の年齢構成比

P48

(文章及び図の追加)

タクシー・ハイヤーの状況を追加

P56-64

(2) 各市町で実施している移動支援策

各市町では、スクールバスの運行や高齢者移動支援などの住民の移動支援に係る取組を実施しています。地域で生活し続けるにあたって必要不可欠な移動の支援ですが、令和4（2022）年度実績で1億円近くの費用を要している市町もあり、今後も住民の生活圏交通を支える施策として継続していくためにも、各市町で住民ニーズに応じた効率的な移動支援の検討が必要です。

1) 夕張市

表 3-13 夕張市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
敬老乗車証	・対象者：70歳以上 ・市内の公共交通を1回100円で乗車できる制度（夕鉄バス、デマンドバス、スクールバス混乗便） ・敬老思想の高揚と高齢者の福祉増進を図ることを目的としている。	6,000
タクシー代金乗車補助制度	・対象者は路線バスが運行していない、十三里、滝ノ上、楓、登川地区において次に該当する方 ①65歳以上の方 ②65歳未満で、自動車運転免許を保有していない方 ③その他、紅葉山地区までの移動が困難と認められる方 ・利用可能区間 ①十三里、滝ノ上～紅葉山の区間 ②楓、登川～紅葉山区間 ・利用可能区間において、市が指定するタクシーを利用した場合、利用料金を300円として、差額を市が負担する。	1,600

2) 岩見沢市

表 3-14 岩見沢市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
福祉タクシー利用料金助成	・重度の下肢障がい・体幹機能障がい・視覚障がい・脳原性運動機能障がい（移動機能障がい）の身体障害者手帳を持つ市内居住の方に助成	2,107

3) 美唄市

表 3-15 美唄市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
福祉タクシー料金助成	・市内に居住する在宅の重度障がい者に対し、市内の営業用タクシーを利用する際の料金の一部を助成 ・常時車いす等を使用するため必要と認められる方については、リフト付タクシーも対象 ・助成券を年間12枚交付	395
高齢者等移送サービス	・寝たきり等で要介護3～5または重度障がい（身障手帳1・2級）の方々や寝たきりのままでも移動ができるよう外出支援を行うことにより、適正な通院機会の確保と社会参加の促進を図るため、リフト付き車両を運行 ・利用料は1回につき300円、月4回換算で年間最大48回利用できる受給者証を交付	804
スクールバス運行維持管理事業	・登下校時の運行（車両台数 13台） 中央小・美唄中 11台 東小・東中 2台 ・学校行事時の運行 登下校の運行に支障のない範囲で、学校要望に応じて特別運行として対応	71,216

P49-57

(表の追加)

各市町からの情報提供に基

づく表の追加

4) 三笠市

表 3-16 三笠市で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
高齢者バス利用助成事業	・対象者：70歳以上(自宅の最寄りのバス停から市立病院最寄りのバス停まで片道200円を超える者) ・助成金額：年間52枚の回数券(自宅の最寄りのバス停から市立病院最寄りのバス停まで片道200円を超える額の回数券) ・市内移動のみ使用可能	2,095
福祉タクシー券助成事業	・対象者： ①身体障害者手帳下肢・体幹機能障害者1・2級、視覚障害者1級、腎臓機能障害者1級で通院のため路線バスを利用している方 ②被爆者健康手帳の交付を受けている方 ③70歳以上の在宅者で自宅から最寄りのバス停留所まで2km以上で車や運転免許証を持っていない方 ・助成金額：基本料金分 年間利用券48枚	230
スクールバス運行事業	・対象者：三笠小学校通学児童のうち、三笠小学校以東で片道通学距離が2km以上の児童	10,458
児童館来館支援事業	・対象者：岡山小学校児童館登録児童	956
遠距離通学児童生徒交通費補助事業	・対象者：通学距離小学校2km、中学校3kmを超えて通学する児童生徒※就学援助要保護者、準要保護者やスクールバス利用児童は除く ・助成金額：バス定期券料金(年間3か月定期券料金×4) ※バス路線が無い区域の場合、通学距離をバス路線に換算	870
遠距離通勤助成事業	・対象者： ①三笠市、岩見沢市、美瑛市、月形町、新篠津村、奈井江町、栗山町、浦臼町、南幌町、砂川市以外に通勤する者 ②週の所定労働日数が5日以上であること ・助成金額：基準額から対象者が現に受給している通勤手当を差し引いた額を三笠市商工会が発行する商品券で交付する(1,000円未満切捨て)※月額10,000円を上限	1,717
高齢者外出支援助成事業 (R5年度から事業開始)	・対象者：4月1日現在、市内に住所を有し、翌年3月31日までに70歳以上となる者 ・助成金額：事業概要帰宅時に月に一度、タクシー代初乗り運賃相当分(550円)の助成を実施(1枚の額面200円) ※助成額 年間6,600円	-
高等学校寄宿舎生徒支援事業 (R5年度から事業開始)	・対象者：寄宿舎で生活する三笠高校生 ・助成金額：最寄りのバス停から岡山地区までのバス運賃分を北海道中央バスのバス回数券で交付 ※助成額 バス運賃×往復×月2回	-

5) 南幌町

表 3-17 南幌町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
南幌町高齢者運転免許証自主返納支援事業	・対象者：南幌町に住所を有し満65歳以上であること、平成29年(2017年)4月1日以降に自主返納した方、町税等を滞納していない方、施設等に入室していない方 ・対象者本人が利用するハイヤー小型車又は普通車の1区間の基本料金及び南幌町オンデマンド交通運賃を3年間支援。 ・利用券の交付は1年間において対象者1人につき1冊24枚。	520
福祉ハイヤー利用料金助成事業	・対象者：本町に住所を有し、身体障害者手帳1・2級及び3級の一部と療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者。 ・1回の乗車につき、ハイヤーの1区間の初乗り料金分又はデマンド交通1回乗車の料金を助成。1回の乗車につき1枚の利用。 ※申請により福祉ハイヤー等利用券を交付。最大24枚。	515
障がい者自立促進交通費助成事業	・対象者：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい回復者が在宅生活をし、自立促進のために公共交通機関を利用して通所をしている場合に、その交通費の一部を助成。 ※通所：障がい者の自立促進を支援する団体又は個人が運営する施設等へ通うこと。	513
人工透析者等通院交通費助成事業	・対象者：腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けており身体障害者手帳をお持ちの方、北海道特定疾患治療研究事業実施要綱による医療受給者証をお持ちの方 ・ビューローから北海道内の医療機関(町内を除く)の所在する市町村までの往復に要する通院交通費の一部を助成。	87
移動支援事業(車両移送支援)	・対象者：在宅の肢体不自由児・者。 車椅子等を利用しなければ移送が困難な者。 ・バス、タクシー事業によって十分な移送サービスが困難で、屋外の移動に困難がある障がい児・者に、外出のための車両移送費を助成。	101
通学バス運営事業	・対象者：小中学生 ・スクールバス3台3路線で運行(登下校等)	18,350

6) 由仁町

表 3-18 由仁町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
地域間交通試行的運行事業	・札幌圏への交通手段確保のため、予約制デマンドバスの実証運行を実施 ・対象者：町民、その他町内に日常の用務を有する者 ・利用料金：500円(福祉割引設定あり。小学生以下250円、未就学児無料)	6,001
デマンドタクシー事業	・自宅と役場、町立診療所等を結ぶデマンドタクシーを運行 ・利用料金：1乗車につき対象者①250円、②③100円 ・対象者：公共交通機関がない地域(川端・東三川・岩内・山根・中三川・本三川・熊本の一部)に居住し、以下のいずれかに該当する方 ①65歳以上で1人で乗降できる方 ②自ら運転免許証を返納された方 ③身体障害者手帳をお持ちの方	2,917
妊産婦安心出産支援事業	・対象者：町内在住の妊産婦 ・妊娠期、分娩時、産後の受診に係る交通費の一部を助成(上限16回) ・助成金額 1,430円/回の3分の2を助成	226
スクールバス運行事業	・対象者：小中学生 ・児童生徒の登下校のため、全8路線を運行(運行台数：8台)	61,044

5) 南幌町

表 3-13 南幌町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
南幌町高齢者運転免許証自主返納支援事業		520
福祉ハイヤー利用料金助成事業	・対象者：本町に住所を有し、身体障害者手帳1・2級及び3級の一部と療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者が対象。 ・1回の乗車につき、ハイヤーの1区間の初乗り料金分又はデマンド交通1回乗車の料金を助成。1回の乗車につき1枚の利用。 ※申請により福祉ハイヤー等利用券を交付。最大24枚。	515
障がい者自立促進交通費助成事業	・対象者：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい回復者が在宅生活をし、自立促進のために公共交通機関を利用して通所をしている場合に、その交通費の一部を助成。 ※通所：障がい者の自立促進を支援する団体又は個人が運営する施設等へ通うこと。	513
人工透析者等通院交通費助成事業	・対象者：腎臓機能障がいにより人工透析療法を受けており身体障害者手帳をお持ちの方、北海道特定疾患治療研究事業実施要綱による医療受給者証をお持ちの方 ・ビューローから北海道内の医療機関(町内を除く)の所在する市町村までの往復に要する通院交通費の一部を助成。	87
移動支援事業(車両移送支援)	・対象者：在宅の肢体不自由児・者。 車椅子等を利用しなければ移送が困難な者。 ・バス、タクシー事業によって十分な移送サービスが困難で、屋外の移動に困難がある障がい児・者に、外出のための車両移送費を助成。	101
通学バス運営事業	・対象者：小中学生 ・スクールバス3台3路線で運行(登下校等)	18,350

6) 由仁町

表 3-14 由仁町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
地域間交通試行的運行事業	札幌圏への交通手段確保のため、令和4年10月から由仁町デマンドバス「由仁北広島線」の実証運行を開始。 ※令和5年4月からは2路線となっている。 ※町HP参考： https://www.town.yuni.lg.jp/newsttopics/5998	6,001
デマンドタクシー事業	・対象者：公共交通機関がない地域(川端・東三川・岩内・山根・中三川・本三川・熊本の一部)に居住し、以下のいずれかに該当する方。 ①65歳以上で、1人で乗り降りできる方、②自ら運転免許証を返納された方、③身体障害者手帳をお持ちの方 ・自宅と役場、町立診療所等を結ぶデマンドタクシーを運行。 ・利用料金：1乗車につき対象者①250円、②③100円 ※町HP参考： https://www.town.yuni.lg.jp/kurashi/fukushi-korei/demand-taxi	2,917

7) 長沼町

表 3-19 長沼町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
スクールバス事業費	・対象者：小中学生 ・児童生徒の登下校のため、運行台数7台を運行	52,522
デマンドバス	・対象者：制限なし ・町内及び町外への移動手段として4路線を運行 ・大人200円（中学生以上65歳未満）、65歳以上及び小児（小学生以下）100円	35,167
福祉有償運送事業費	・対象者：事前申し込みのあった町民 ・事業費用分を支出 ・走行距離1km毎に100円	3,055
路線バス補助金	・長沼町関係バス路線に対する補助金	2,748
運転免許自主返納支援事業費	・対象者：自主返納者 ・タクシーチケット（550円×24枚）を一冊とし、返納から3年間毎年一冊ずつ配布	1,055

8) 栗山町

表 3-20 栗山町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
免許返納	・対象者：65歳以上の町民 ・ハイヤー利用券又は町営バス回数券を交付（3年間） ・助成金額：（1）～（3）のいずれか （1）ハイヤー利用券（初乗り料金×24回） （2）ハイヤー利用券（初乗り料金×12回） +町営バス回数券（1,000円×7冊） （3）町営バス回数券（1,000円×14冊）	1,801
福祉ハイヤー利用料金助成	・対象者：住民税非課税世帯で、①身体障がい者手帳1級又は2級の下肢、体幹機能または視覚障がいの方、②身体障がい者・児であって、人工透析患者、③療育手帳A判定の方 ・初乗り利用料分のチケット交付（1回の利用につき2枚を上限） ・助成金額：550円×年間24枚	208
妊産婦健診・出産時の交通費助成	・対象者：栗山町に住居登録がある妊産婦 ・妊婦健診時、出産時、産婦健診時に受診した回数分（17回以内）の交通費を助成 ・助成金額：交通機関または自家用車利用 1回（往復）1,430円 ハイヤー利用 1回上限1万円 6回まで	732

8) 栗山町

表 3-16 栗山町で実施しているその他移動支援策

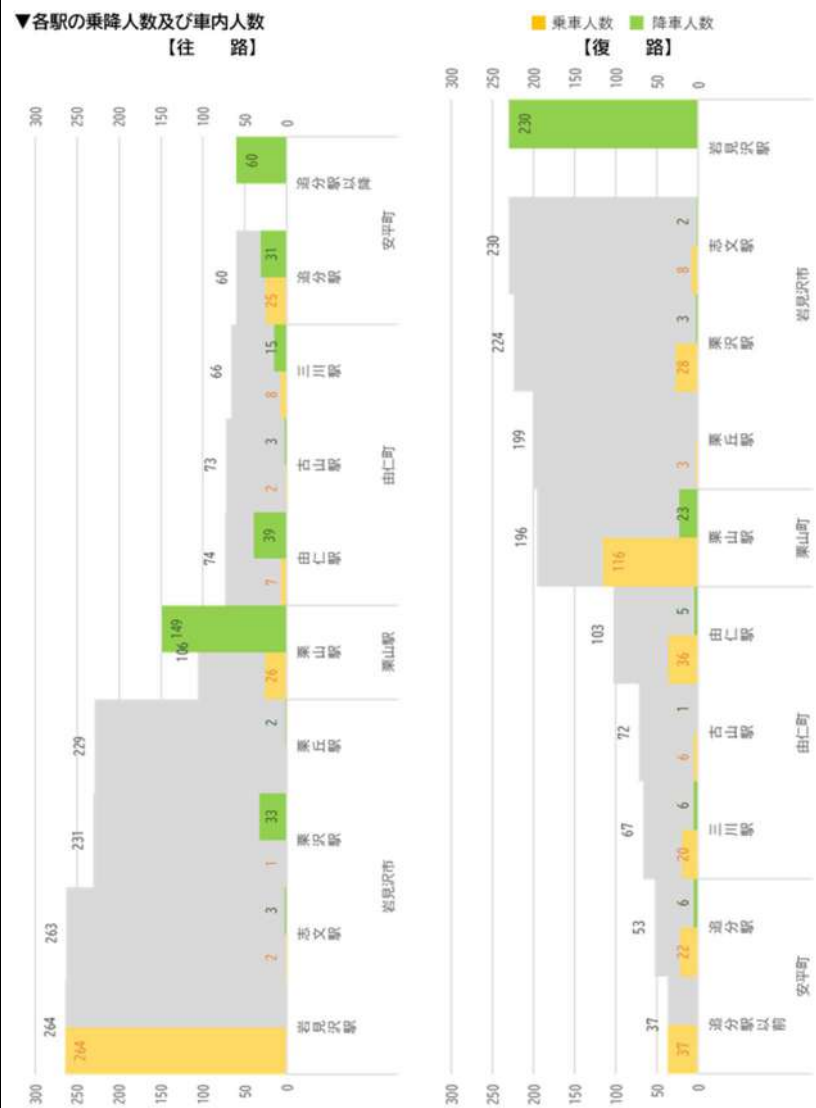
事業名等	事業概要	R4実績 (千円)
免許返納	・対象者：65歳以上の町民 ・ハイヤー利用券又は町営バス回数券を交付（3年間） ・助成金額：（1）～（3）のいずれか （1）ハイヤー利用券（初乗り料金×24回） （2）ハイヤー利用券（初乗り料金×12回） +町営バス回数券（1,000円×7冊） （3）町営バス回数券（1,000円×14冊）	1,913
福祉ハイヤー利用料金助成	・対象者：住民税非課税世帯で、①身体障がい者手帳1級又は2級の下肢、体幹機能または視覚障がいの方、②身体障がい者・児であって、人工透析患者、③療育手帳A判定の方 ・初乗り利用料分のチケット交付 ・助成金額：550円×年間24枚	242
妊産婦健診・出産時の交通費助成	・対象者：栗山町に住居登録がある妊産婦 ・妊婦健診時、出産時、産婦健診時に受診した回数分（17回以内）の交通費を助成 ・助成金額：交通機関または自家用車利用 1回（往復）1,430円 ハイヤー利用 1回上限1万円 6回まで	817

9) 月形町

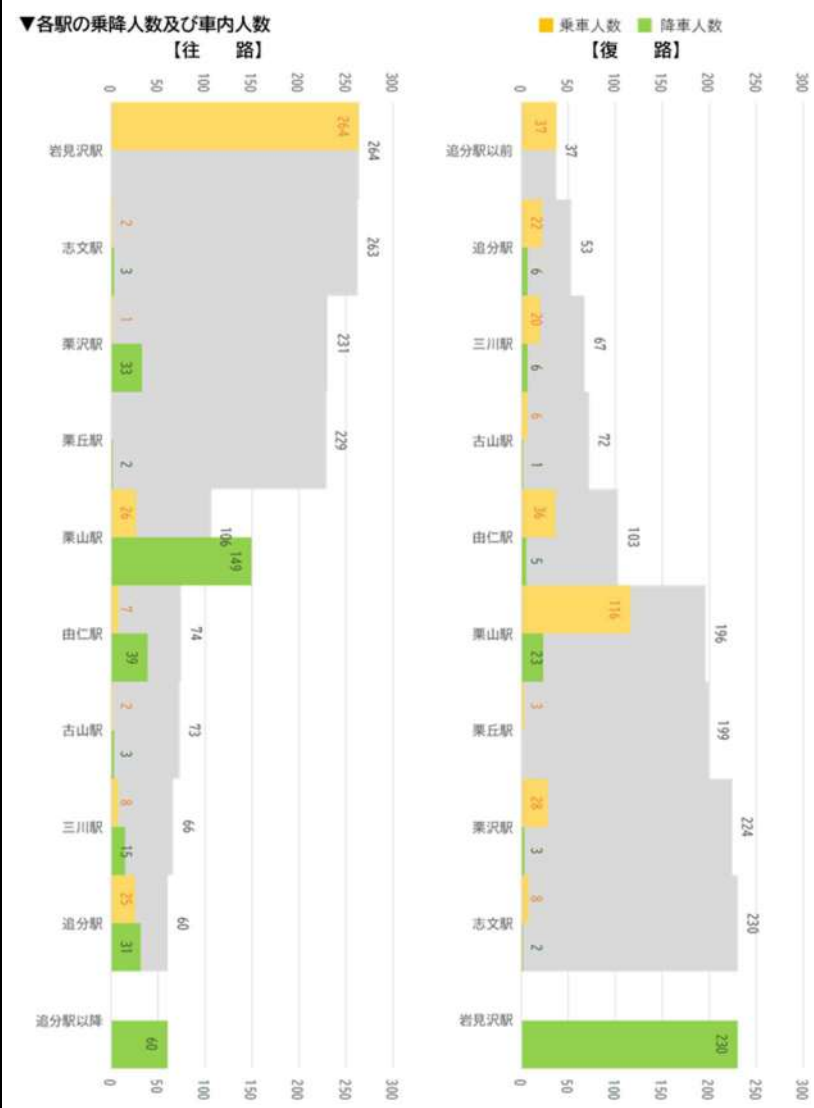
表 3-21 月形町で実施しているその他移動支援策

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
月形町ぬくもり福祉券交付事業	・70歳以上の町民に町内各施設等、交通機関（札幌バス、ハイヤー）で使用できる福祉券を交付（10,000円/人）	2,079
月形町訪問看護利用者交通費助成事業	・訪問看護サービス利用者へ交通費を助成（600円/回（12,000円/月）上限）	41
月形町子ども・精神障害回復者訓練通所交通費助成事業	・町外施設に通所する児童等へ交通費の一部を助成 ・JR又はバスでの移動の場合： 最寄りの乗車駅等から通所機関までの間を往復した交通費（各種手帳等による割引適用区間については、割引後の額）の2分の1の額 ・自家用車等での移動の場合： 基準額のとおり（町外の施設まで往復1,000円）	265
月形町人工透析施設交通費助成事業	・じん臓機能障がい者に対し、交通費の一部を助成 ・JR又はバスでの移動の場合： 最寄りの乗車駅等から通所機関までの間を往復した交通費（各種手帳等による割引適用区間については、割引後の額）の2分の1の額 ・自家用車等での移動の場合： 基準額のとおり（町外の施設まで往復1,000円）	513
月形町妊婦妊産婦健康診査通院等支援事業	・月形町妊婦妊産婦健康診査及び出産に係る通院交通費を助成（1,540円/回）	117
月形町乳幼児法定予防接種通院交通費助成事業	・法定予防接種を受ける乳幼児等へ交通費を助成（1,000円/日）	160
月形町乳幼児医療機関通院交通費助成事業	・町外の医療機関（歯科・調剤薬局を除く）に通院する乳幼児等へ交通費を助成（1,000円/日）	709
月形町高齢者等運転免許自主返納支援事業	・高齢者等で運転免許を自主返納したものに経歴証明書の手数料分と20,000円分の商品券を配布	246
月形町人づくり振興協議会	・月形高校へ通学する生徒へ交通費を助成（実費交通費の1/2）	2,556
スクールバス運行事業	・町内の交通確保のため、住民の一般混乗が可能なスクールバスを運行（3路線）	17,235
日常生活機能対策乗合バス事業（月形浦口線）	・バス運行事業者に経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	9,860
日常生活機能対策乗合バス事業（月形当別線）	・バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	8,409
日常生活機能対策乗合バス事業（ニューしのみバス）	・バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	750
日常生活機能対策乗合バス事業（中央バス月形線）	・バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	710
夜間送迎ハイヤー使用料	・月形当別線（下り）最終便以降の交通手段として夜間に利用するハイヤーの乗車費用を全額助成する。対象者は月形当別線の月形当別間の定期券を購入している方とし、北海道医療大学駅から各バス停までの区間が対象とする。	13
日常生活機能対策乗合ハイヤー事業（ハイヤー事業）	・町内に事業所を有するハイヤー会社の運営費の一部を補助する	2,500
日常生活機能対策乗合ハイヤー事業（定額ハイヤー事業）	・75歳以上の高齢者、70歳以上で免許を有しない高齢者、障がいを持っている方を対象に、自宅から目的地までを定額運賃で乗車できるよう助成を行う。	1,411

P72, 75, 77, 79, 81, 83, 85, 87, 89, 90, 92, 94, 96, 98, 100, 102, 104, 106, 107



P65, 68, 70, 72, 74, 76, 78, 80, 82, 83, 85, 87, 89, 91, 93, 95, 97, 99, 100



乗降調査における各駅（停留所）の乗降人数及び車内人数図を修正
※以下同様に図を修正

P108

5. 各種調査から明らかになった課題

課題1 地域間連携による生活圏を結ぶ交通ネットワークの確保

【第3章：P28, P33, P34, P65】

- ・ 本地域の生活圏は南空知地域だけでなく、さっぽろ連携中枢都市圏等の隣接地域も含まれており、とりわけ通学においては高等学校を町内に有していない自治体があるため、通学を含めた住民の生活を維持するために、これら圏域との交通ネットワークを確保し続ける必要があります。
- ・ また、自宅から広域交通にアクセスする利便性を確保するために、交通結節点の整備やダイヤ調整による接続の強化などを図る必要があります。

課題2 利用状況やニーズに即した移動手段の確保

【第3章：P40, P46, P47, P55】

【第4章：P68, P71～P107】

- ・ 人口減少や新型コロナウイルス感染症に伴う需要の減少等による収支の悪化、高齢化などによる運転手不足の問題が深刻化しており、交通事業者は路線規模の縮小や撤退を余儀なくされている状況です。
- ・ このため、路線バスとして運行を継続させていく区間と、運行形態を変化させつつ移動手段を確保する区間を明確化するなど、利用状況やニーズに即した移動手段の確保が必要となっています。

課題3 公共交通の担い手の確保

【第3章：P46, P55】

- ・ 運転手不足や運転手の高齢化が深刻化しており、交通事業者においては、今後、現状のサービス水準の公共交通を維持できない状況が発生する可能性があります。
- ・ 交通事業者単独での担い手確保には限界が生じていることが想定されるため、関係者間で連携して必要なサービス水準の確保に向けた人材確保に取り組む必要があります。

課題4 公共交通の利用促進

【第4章：P24, P25, P35, P67】

- ・ 本地域の住民の多くは自家用車を主な移動手段としており、日常的に公共交通を利用している住民は主に通学世代や運転免許・自動車を持たない方などとなっています。
- ・ 今後も人口減少の進行に伴い、利用者の減少が続くことが想定されるため、現在の利用者に対しての移動支援を継続しながら、新規利用者の増加に向け、公共交通利用のハードルが緩和されるような広報活動や利便性の向上など、多角的な検討も重要です。

P101

5. 各種調査から明らかになった課題

課題1 地域間連携による生活圏を結ぶ交通ネットワークの確保

【第3章：(該当箇所を示す)】

- ・ 本地域の生活圏は南空知地域だけでなく、さっぽろ連携中枢都市圏等の隣接地域も含まれており、とりわけ通学においては高等学校を町内に有していない自治体があるため、通学圏を含めた住民の生活を維持するために、これら圏域との交通ネットワークを確保し続ける必要があります。
- ・ また、自宅から広域交通にアクセスする利便性を確保するために、交通結節点の整備やダイヤ調整による接続の強化などを図る必要があります。

課題2 利用状況やニーズに即した移動手段の確保

【第3章：(該当箇所を示す)】

- ・ 人口減少や新型コロナウイルス感染症に伴う需要の減少等による収支の悪化、高齢化などによる運転手不足の問題が深刻化しており、交通事業者は路線規模の縮小や撤退を余儀なくされている状況です。
- ・ また、利用実態に応じた車両のダウンサイジング化など、他の交通モードで運行することが望ましい状況も生じています。
- ・ このため、交通事業者で運行を担う路線・区間と、自治体間で連携して担う路線・区間を明確化するなど、利用状況やニーズに即した移動手段の確保が必要となっています。

課題3 公共交通の担い手の確保

【第3章：(該当箇所を示す)】

- ・ 運転手不足や運転手の高齢化が深刻化しており、交通事業者においては、今後、現状のサービス水準の公共交通を維持できない状況が発生する可能性があります。
- ・ 交通事業者単独での担い手確保には限界が生じていることが想定されるため、関係者間で連携して必要なサービス水準の確保に向けた人材確保に取り組む必要があります。

課題4 公共交通の利用促進

【第4章：(該当箇所を示す)】

- ・ 本地域の住民の多くは自家用車を主な移動手段としており、日常的に公共交通を利用している住民は主に通学世代や運転免許・自動車を持たない方などとなっています。
- ・ 今後も人口減少の進行に伴い、利用者の減少が続くことが想定されるため、現在の利用者に対しての移動支援を継続しながら、新規利用者の増加に向け、公共交通利用のハードルが緩和されるような広報活動や利便性の向上など、多角的な検討も重要です。

・ 課題に対応する頁を記載

・ 文章の追記

P109

6. 本計画の将来像、基本方針及び目標

6-1 本計画で目指す将来像

「2. 関係法令、上位計画及び関連計画と本計画の位置付け」で求められる公共交通の役割、「3. 南空知地域の概況」、「4. 地域の移動ニーズ等の整理」及び「5. 各種調査結果から明らかになった課題」を踏まえ、本地域における交通ネットワークの将来像を以下のとおりとします。

南空知地域で目指す将来像

生活圏内の円滑な移動が実現できる
地域間連携が図られた持続可能な交通ネットワークの構築

6-2 将来像の実現に向けた基本方針及び目標

将来像の実現及び本地域の課題解決に向けた基本方針と目標を以下のとおりとします。

基本方針1 対応課題：1, 2, 3

円滑な移動を実現する持続可能な公共交通の維持・確保

- ・本地域の通勤、通学、買い物、通院、観光及びその他私用などを目的とした移動は、さっぽろ連携中枢都市圏など近隣地域にも及んでおり、本地域で生活し続けるためには、これら生活圏との交通ネットワークの維持・確保は必要不可欠です。
- ・一方で、利用者数の減少や運転手不足の深刻化等により、路線によっては現状の運行体系を維持し続けることが困難となっており、交通ネットワークの断絶が懸念される状況となっています。
- ・そのため、本地域を運行する広域的なバス路線のあり方を位置づけ、最適な交通ネットワークの維持・確保に努めます。

目標① 広域的な交通ネットワークの維持・確保

- ・交通事業者単独もしくは行政単独で維持し続けることが難しい広域的な交通ネットワークについては、関係者間で連携し、路線の維持・確保に努める必要があります。
- ・また、路線全体の利用者数の減少や利用区間の限定化等により、最適化が必要な路線も生じています。
- ・そのため、公共交通の利用状況やニーズを把握し、路線のあり方の検討・協議を適宜実施し、地域一丸となって持続可能な交通ネットワークの維持・確保を目指します。

目標② 公共交通の担い手確保

- ・運転手をはじめとした交通事業者の人材不足は深刻化しており、現状の路線の見直しが行われているほか、各自治体の独自の公共交通の運行継続も危ぶまれることが想定されます。
- ・そのため、行政と交通事業者など関係者が連携し、公共交通の担い手確保に向けた取組を実施します。

基本方針2 対応課題：1, 4

利用者の確保に向けた公共交通の利便性向上及び利用促進

- ・利用者がストレスなく公共交通を利用できるような乗継のシームレス化や、公共交通を利用する意識醸成など、利便性向上や利用促進に努めます。

目標③ 公共交通利用の意識醸成や公共交通の利用拡大

- ・今後も利用者の減少が続くことが想定されるため、地域住民の日常的な移動における公共交通利用の意識醸成や、地域住民のみならず来訪者が公共交通を利用しやすい環境づくりなど、利便性の向上や利用促進に向けた取組を実施します。

P102

6. 本計画の体系

6-1 本計画で目指す将来像

「2. 関係法令、上位計画及び関連計画と本計画の位置付け」で求められる公共交通の役割、「3. 南空知地域の概況」、「4. 地域の移動ニーズ等の整理」及び「5. 各種調査結果から明らかになった課題」を踏まえ、本地域における交通ネットワークの将来像を以下のとおりとします。

南空知地域で目指す将来像

生活圏内の円滑な移動が実現でき、かつ、
地域間連携が図られた持続可能な交通ネットワークの構築

6-2 将来像の実現に向けた基本方針及び目標

将来像の実現及び本地域の課題解決に向けた基本方針と目標を以下のとおりとします。

基本方針1

円滑な移動を実現する持続可能な公共交通の維持・確保

- ・本地域の通勤、通学、買い物、通院及びその他私用などさっぽろ連携中枢都市圏など近隣地域にも及んでおり、本地域で生活し続けるためには、これら生活圏との交通ネットワークの維持・確保は必要不可欠です。
- ・一方で、利用者数の減少や運転手不足の深刻化等により、路線によっては現状の運行体系を維持し続けることが困難となっており、交通ネットワークの断絶が懸念される状況となっています。
- ・そのため、本計画で本地域を運行する広域的なバス路線のあり方を位置づけ、本地域における最適な交通ネットワークの維持・確保に努めます。

目標① 広域的な交通ネットワークの維持・確保

- ・交通事業者単独もしくは行政単独で維持し続けることが難しい広域的な交通ネットワークについては、関係者間で連携し、路線の維持・確保に努める必要があります。
- ・また、路線全体の利用者数の減少や利用区間の限定化等により、ダウンサイジングなどの最適化の実施が望ましい路線も生じています。
- ・そのため、公共交通の利用状況やニーズを把握し、路線のあり方の検討・協議を適宜実施し、地域一丸となって持続可能な交通ネットワークの維持・確保を目指します。

目標② 公共交通の担い手確保

- ・運転手をはじめとした交通事業者の人材不足は深刻化しており、現状の路線の見直しが行われているほか、各自治体の独自の公共交通の運行継続も危ぶまれることが想定されます。
- ・そのため、行政と交通事業者など関係者が連携し、公共交通の担い手確保に向けた取組を実施します。

基本方針2

利用者の確保に向けた公共交通の利便性向上及び利用促進

- ・利用者がストレスなく公共交通を利用できるような乗継のシームレス化や、公共交通を利用する意識醸成など、各種移動支援を検討・実施します。

目標③ 公共交通利用の意識醸成や公共交通の利用拡大

- ・今後も利用者の減少が続くことが想定されるため、地域住民の日常的な移動における公共交通利用の意識醸成や、地域住民のみならず来訪者が公共交通を利用しやすい環境づくりなど、利便性の向上や利用促進に努めます。

・南空知地域で目指す将来像について「実現でき、かつ、」を「実現できる」に修正

・基本方針に対応する課題を追加

・文章の追記

P110-111 本計画で対象とする公共交通の維持・確保の方針

表 6-1 路線バス (1/2)

運行主体	路線系統名	役割	維持・確保の方針	ネットワーク
	R4 輸送量			
	R4 平均乗車密度			
北海道中央バス	札幌・夕張線 (高速ゆーぱり号) 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 夕張市、南幌町及び栗山町と中核都市である札幌市を結ぶ。 約1時間で栗山町-札幌市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 レースイリゾートが起終点のため若干名の観光利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)等を活用し、利用促進策等を実施しながら、利用状況やニーズを踏まえ、必要に応じて最適化に向けた検討を行う。	札幌 -南幌 -栗山 -夕張
	13.8			
	4.6			
	札幌・栗山線 (高速くりやま号) 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 栗山町と岩見沢市(栗沢)、南幌町及び中核都市である札幌市を結ぶ。 約1時間10分で栗山町-札幌市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)等を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	札幌 -南幌 -岩見沢 -栗山
	35.9			
	6.1			
	岩見沢美瑛線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市と三笠市及び美瑛市を結ぶ。 地域内と美瑛市内の高等学校を結ぶ唯一の民間バス路線。 約30分で岩見沢市-美瑛市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 大型商業施設に立ち寄るため買物目的でも利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)等を活用し、利用促進策等を実施しながら、利用状況やニーズを踏まえ、必要に応じて最適化に向けた検討を行う。	岩見沢 -三笠 -美瑛
	16.7			
	3.8			
	三笠線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、三笠市を結ぶ。 約1時間で岩見沢市-三笠市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 大型商業施設に立ち寄るため買物目的でも利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)等を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	岩見沢 -三笠
	102.9			
	8.3			
	月形線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、月形町を結ぶ唯一の民間バス路線。 約40分で岩見沢市-月形町間を移動できるため主に通学に利用。 	地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	岩見沢 -美瑛 -月形
	15.9			
	3.7			

P103-104 本計画で対象とする公共交通の維持・確保の方針

表 6-1 路線系統別の維持・確保の方針 (1/2)

運行主体	路線系統名	役割	維持・確保の方針	ネットワーク
	R4 輸送量			
	R4 平均乗車密度			
中央バス	札幌・夕張線 (高速ゆーぱり号) 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 夕張市、南幌町及び栗山町と中核都市である札幌市を結ぶ。 約1時間で栗山町-札幌市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 レースイリゾートが起終点のため若干名の観光利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	札幌 -南幌 -栗山 -夕張
	13.8			
	4.6			
	札幌・栗山線 (高速くりやま号) 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市(栗沢)と南幌町、栗山町及び中核都市である札幌市を結ぶ。 約1時間10分で栗山町-札幌市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	札幌 -南幌 -岩見沢 -栗山
	35.9			
	6.1			
	岩見沢美瑛線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市と三笠市及び美瑛市を結ぶ。 地域内と美瑛市内の高等学校を結ぶ唯一の民間バス路線。 約30分で岩見沢市-美瑛市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 大型商業施設に立ち寄るため買物目的でも利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	岩見沢 -三笠 -美瑛
	16.7			
	3.8			
	三笠線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、三笠市を結ぶ。 約1時間で岩見沢市-三笠市間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 大型商業施設に立ち寄るため買物目的でも利用。 	地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助金)を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの維持に努める。	岩見沢 -三笠
	102.9			
	8.3			
	月形線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、月形町を結ぶ唯一の民間バス路線。 約40分で岩見沢市-月形町間を移動できるため主に通学に利用。 	地域旅客運送サービス継続事業を活用した代替サービスの検討を行い、交通ネットワークの確保に努める。	岩見沢 -美瑛 -月形
	15.9			
	3.7			

・札幌・栗山線の役割の記載を修正
 ・維持・確保の方針について、現状を踏まえた記載へ修正

表 6-2 路線バス (2/2)

運行主体	路線系統名	役割	維持・確保の方針	ネットワーク			
	R4 輸送量						
	R4 平均乗車密度						
北海道中央バス	岩見沢栗山線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町を結ぶ。 約 40 分で岩見沢市-栗山町間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 ※JR は約 20 分 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）等を活用し、利用促進策等を実施しながら、利用状況やニーズを踏まえ、必要に応じて最適化に向けた検討を行う。	岩見沢-栗山			
	20.6						
	3.5						
	岩見沢由仁線 【地域間幹線系統】				<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町及び由仁町を結ぶ。 約 1 時間で岩見沢市-由仁町間を移動できるため主に通勤に利用。※JR は約 30 分 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）等を活用し、利用促進策等を実施しながら、利用状況やニーズを踏まえ、必要に応じて最適化に向けた検討を行う。	岩見沢-栗山-由仁
	16.3						
4.2							
岩見沢長沼線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町・由仁町及び長沼町を結ぶ。 約 1 時間 20 分で岩見沢市-長沼町間を移動できるため主に通勤に利用。 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）等を活用し、利用促進策等を実施しながら、利用状況やニーズを踏まえ、必要に応じて最適化に向けた検討を行う。	岩見沢-栗山-由仁-長沼				
21.0							
4.3							
夕張線				<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町及び夕張市を結ぶ。 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	利用促進策等を実施しながら、地域内の利用状況やニーズを踏まえ、必要に応じて最適化に向けた検討を行う。	岩見沢-栗山-夕張	
-							
-							
月形当別線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 月形町と当別町を結ぶ。 JR 北海道医療大学駅・当別駅で乗換し、月形町と中核都市である札幌市を結ぶ。 	地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	月形-当別				
7.4							
0.9							

※北海道中央バス「滝川美瑛線」の維持・確保の方針については、中空知地域公共交通計画において位置づける。
 ※夕張鉄道「札幌代行線①」、新篠津交通「北新線」、ジェイ・アール北海道バス「長沼線」の維持・確保の方針については、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画において位置づける。

表 6-2 路線系統別の維持・確保の方針 (2/2)

運行主体	路線系統名	役割	維持・確保の方針	ネットワーク			
	R4 輸送量						
	R4 平均乗車密度						
中央バス	岩見沢栗山線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町を結ぶ。 約 40 分で岩見沢市-栗山町間を移動できるため主に通勤・通学に利用。 ※JR は約 20 分 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	岩見沢-栗山			
	20.6						
	3.5						
	岩見沢由仁線 【地域間幹線系統】				<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町及び由仁町を結ぶ。 約 1 時間で岩見沢市-由仁町間を移動できるため主に通勤に利用。※JR は約 30 分 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	岩見沢-栗山-由仁
	16.3						
4.2							
岩見沢長沼線 【地域間幹線系統】	<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町・由仁町及び長沼町を結ぶ。 約 1 時間 20 分で岩見沢市-長沼町間を移動できるため主に通勤に利用。 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）を活用し、利用促進策等を実施しながら、交通ネットワークの確保に努める。	岩見沢-栗山-由仁-長沼				
21.0							
4.3							
夕張線				<ul style="list-style-type: none"> 中核都市群である岩見沢市、栗山町及び夕張市を結ぶ。 岩見沢市中心部と岩見沢市栗沢地区間の移動に利用。 	利用促進策等を実施しながら、地域内の利用状況やニーズを踏まえ、重複する路線との統合など最適化に向けた検討を行う。	岩見沢-栗山-夕張	
-							
-							
月形当別線	<ul style="list-style-type: none"> 月形町と当別町を結ぶ。 JR 北海道医療大学駅・当別駅で乗換し、月形町と中核都市である札幌市を結ぶ。 	地域旅客運送サービス継続事業を活用した代替サービスの検討を行い、交通ネットワークの確保に努める。	月形-当別				
7.4							
0.9							

※中央バス「滝川美瑛線」の維持・確保の方針については、中空知地域公共交通計画において位置づける。
 ※夕張鉄道「札幌代行線」、新篠津交通「北新線」、ジェイ・アール北海道バス「長沼線」の維持・確保の方針については、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画において位置づける。

P112

表 6-3 鉄道

運行主体	路線名	役割	維持・確保の方針	ネットワーク
JR北海道	函館本線	・岩見沢市や美幌市と札幌市や旭川市等の中核都市を結び、ビジネス・観光等の都市間移動や地域内における通学・通院等に利用。	関係する市町等や JR 北海道と連携しながら、利便性向上及び利用促進に取り組む。	札幌 旭川等 -岩見沢 -美幌
	室蘭本線	・岩見沢市、栗山町及び由仁町と苫小牧市等の中核都市を結び、地域内における通学等に利用。		岩見沢 -栗山 -由仁
	石勝線	・夕張市や由仁町と札幌市、千歳市、帯広市及び釧路市等の中核都市を結び、地域内外への各種目的に利用。		札幌 千歳 帯広等 -夕張 -由仁

P113

6-4 本地域の交通ネットワークのあり方

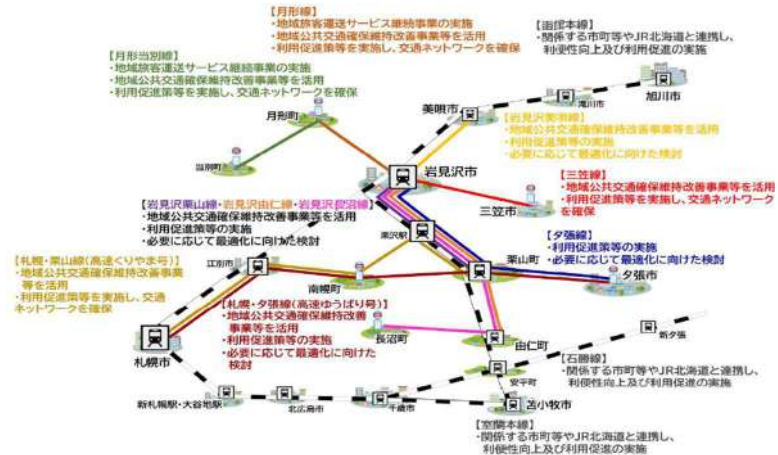


図 6-1 交通ネットワークのあり方

(新設)

P105

6-4 本地域の交通ネットワークのあり方



図 6-1 公共交通の勢力圏

鉄道の記載を追加

維持・確保方針の記載に合わせて修正

P114 目標達成に向けた実施事業

(1) 事業①: 利用実態やニーズを踏まえた自治体間を跨ぐ公共交通の維持・確保・最適化					
目的等	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者保有データや各種調査結果から利用実態を整理し、地域の関係者が連携して、交通ネットワークとして重要な路線の維持・確保及び最適化を図ります 				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 一定数の利用者が確保されている路線について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）等を活用し、路線の維持に努めます 利用者が減少傾向にあり、取組主体による運営努力だけでは、今後の運行継続が難しくなることが想定される路線について、専門部会等の場を活用し、沿線の関係自治体や交通事業者等により持続可能な交通体系の検討を進めながら、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）等の活用や地域旅客運送サービス継続事業の実施を検討し、路線の維持・確保に努めます 限られた輸送資源を有効活用するためにも、路線単体ではなく、地域全体での交通ネットワークの最適化を検討します 				
取組主体 (連携・協力団体等)	国、北海道、南空知9市町、交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> 他の公共交通機関からの接続状況の改善、交通ネットワークの最適化に向けて、必要な助言や先行地域の事例の情報提供を行います 各交通モードの運行状況を確認し、必要な助言や先行地域の事例の情報提供を行います 			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> 路線の利用促進や他の公共交通機関からの接続状況の改善に向けて、必要な助言を行います 沿線自治体をはじめとした関係者と路線の維持・確保方針を必要に応じて見直すとともに、地域全体での交通ネットワークの最適化に向けた協議を進めます ICT等を活用した地域交通に関する勉強会等を開催し、持続可能な交通体系を検討します 			
	南空知9市町	<ul style="list-style-type: none"> 路線の維持・確保や交通ネットワークの最適化に向けた協議を進めます 地域の移動実態を踏まえ、必要に応じて生活圏交通のダイヤの見直しを検討するなど、路線の接続状況の改善を図ります 市町で策定する他のまちづくり計画との連動性や施設の立地状況を踏まえ、地域に望ましい運行サービス水準を検討・提案します 路線の接続状況の検証や乗車人員などの利用実態を把握し、必要に応じて、関係市町や交通事業者に対し、他の公共交通機関からの接続の改善を検討・提案します J R室蘭線活性化連絡協議会にて、室蘭線の維持・確保に向けた利用促進の取組を実施します 鉄路の確保に向けて、J R北海道が実施する企画列車等の取組に対し協力します 			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 路線の維持・確保や交通ネットワークの最適化に向けて、利用実態等のデータに基づいた必要な取組を検討・実施します 年1回以上、乗車人員などの利用実態を把握し、協議会に情報提供を行います 路線を見直す必要がある場合には、事前に取組主体間で情報共有を図り、シームレスな接続を継続的に確保します 			
スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)

P106 目標達成に向けた実施事業

(1) 事業①: 利用実態やニーズを踏まえた自治体間を跨ぐ公共交通の維持・確保					
目的等	<ul style="list-style-type: none"> 交通事業者保有データや各種調査結果から利用実態を整理するとともに、交通ネットワークとして重要な路線の維持・確保及び最適化を図ります 				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 一定数の利用者が確保されている路線について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）等を活用し、路線の維持に努めます 利用者が減少傾向にあり、取組主体による運営努力だけでは、今後の運行継続が難しくなることが想定される路線について、沿線の関係自治体や交通事業者等により持続可能な交通体系の検討を進めながら、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金）等を活用し、路線の維持・確保に努めます 限られた輸送資源を有効活用するためにも、路線単体ではなく、地域全体での交通ネットワークの最適化を検討します 				
取組主体	国、北海道、南空知9市町、交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> 他の公共交通機関からの接続状況の改善、交通ネットワークの最適化に向けて、必要な助言や先行地域の事例の情報提供を行います 各交通モードの運行状況を確認し、必要な助言や先行地域の事例の情報提供を行います 			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> 路線の利用促進や他の公共交通機関からの接続状況の改善に向けて、必要な助言を行います 沿線自治体をはじめとした関係者と路線の維持・確保方針を必要に応じて見直すとともに、地域全体での交通ネットワークの最適化に向けた協議を進めます 			
	南空知9市町	<ul style="list-style-type: none"> 路線の維持や交通ネットワークの最適化に向けた協議を進めます 地域の移動実態を踏まえ、必要に応じて生活圏交通のダイヤの見直しを検討するなど、路線の接続状況の改善を図ります 市町で策定する他のまちづくり計画との連動性や施設の立地状況を踏まえ、地域に望ましい運行水準を検討・提案します 路線の接続状況の検証や乗車人員などの利用実態を把握し、必要に応じて、関係市町や交通事業者に対し、他の公共交通機関からの接続の改善を提案します 			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 路線の維持や交通ネットワークの最適化に向けて、利用実態データに基づいた必要な取組を協議会に提案します 年1回以上、乗車人員などの利用実態を把握し、協議会に情報提供を行います ダイヤ変更に伴い、路線の接続を見直す必要がある場合には、事前に取組主体間で情報共有を図り、シームレスな接続を継続的に確保します 			
スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)

協議会意見等を反映

P115

(2) 事業②:交通ネットワークを支える人材の確保

目的等	・交通事業者や関係者と連携し、地域一丸となって運転手や整備士等の人材確保を目指します				
取組概要	・公共交通の運行に必要な運転手を確保するため、運転手の業務について情報発信を行い、人材確保に努めます				
取組主体 (連携・協力団体等)	国、北海道、南空知9市町、交通事業者				
取組内容	国	・人材確保に関する施策の実施に向けて、必要な助言や先行事例の情報提供を行います			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保に向けて、交通事業者や関係者と連携しながら、ホームページや SNS 等を活用した情報発信を行います ・移住施策と連携し、合同企業説明会などで広報活動を行います ・バス運転体験や就職相談会の開催などの人材確保策等の検討取組を事業者と連携して行います ・自衛隊や学校などの就職・再就職担当者へ仕事内容や免許取得費用の免除など各種支援の情報提供を行い、バス事業者への就職を働きかけます ・乗務員募集に関する情報発信や地域交通の担い手としての乗務員のイメージアップを図るなど、乗務員確保に向けた取組を実施します 			
	南空知9市町	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保に向けて、交通事業者及び関係者と連携しながらホームページや求人情報サイト等を活用した情報発信や採用説明会の開催、移住施策と連携した取組等を実施します ・乗務員募集に関する情報発信や地域交通の担い手としての乗務員のイメージアップを図るなど、乗務員確保に向けた取組を実施します 			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者の立場から、行政の連携のあり方等の連携方策を提案します ・採用説明会などの求人イベントの開催・参加に努めます 			
スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
	人材確保方策の検討・実施				

P107

(2) 事業②:交通ネットワークを支える人材の確保

目的等	・交通事業者や関係者と連携し、地域一丸となって運転手や整備士等の人材確保を目指します				
取組概要	・バスの運行に必要な運転手を確保するため、運転手の業務について情報発信を行い、人材確保に努めます				
取組主体	国、北海道、南空知9市町、交通事業者				
取組内容	国	・人材確保に関する施策の実施に向けて、必要な助言や先行事例の情報提供を行います			
	北海道	・振興局が実施する合同企業説明会などでの広報活動をはじめとした人材確保策の検討を事業者と連携して行います			
	南空知9市町	・人材確保に向けて、交通事業者及び関係者と連携しながらホームページや求人情報サイト等を活用した情報発信や採用説明会の開催等の取組を実施します			
	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者の立場から、行政の連携のあり方等の連携方策を提案します ・採用説明会などの求人イベントの開催・参加に努めます 			
スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
	人材確保方策の検討・実施				

協議会意見等を反映

P116

(3) 事業③:公共交通の利便性向上及び利用促進

目的等	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民や観光客等の来訪者に公共交通を積極的に利用していただけるように利便性向上及び利用促進の取組を実施します 				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 様々な目的で公共交通が活用される環境の構築に向け、目的に応じて分かりやすい情報提供に努めます 本地域の住民だけでなく、来訪者も活用できる情報提供を目的として、広報誌などのアナログ情報媒体だけでなく、道・市町のホームページやSNSなどのデジタル情報媒体を活用した情報発信を行います 情報発信だけでなく、公共交通を必要とする方がより利用しやすい環境の構築に向けた取組を検討します 				
取組主体 (連携・協力団体等)	国、北海道、南空知9市町、交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な取組実施の際に、必要な助言や先行地域の事例の情報提供を行います 			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等での情報発信をはじめ、利便性の向上及び利用促進策を検討・実施します 協議会等の場を活用しながら、広域的な取組実施の際に関係者間の調整を行います 振興局職員を対象としたノーカーデーを実施します 振興局ホームページでの時刻表などの情報提供を行います 			
	南空知9市町	<ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステムの導入や子どもや高齢者をはじめとした地域住民に対する乗り方講習など利便性の向上及び利用促進策を検討・実施します 広報誌やホームページを活用した情報発信やバスマップの配布など情報提供体制の拡充を検討・実施します 各市町が目的別に実施している移動支援策について、地域の実情に合わせた見直し及び移動支援の継続に努めます 			
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な利用者に加え、スポット的に利用する方にも分かりやすい運行内容の掲示に努めます 南空知9市町や関係者等と協力し、情報提供のあり方や公共交通の積極的な利用を促進する取組を検討・実施します 				
スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)

P108

(3) 事業③:公共交通の利便性向上及び利用促進

目的等	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を自発的に利用していただけるような利便性向上及び利用促進の取組を実施します 				
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 様々な目的で公共交通を活用していただく環境構築に向け、目的に応じて分かりやすい情報提供に努めます 本地域の住民だけでなく、来訪者も活用できる情報提供を目的として、広報誌などのアナログ情報媒体だけでなく、各市町のホームページやSNSなどのデジタル情報媒体を活用した情報発信を行います 情報発信だけでなく、公共交通を必要とする方がより利用しやすい環境構築に向けた取組を検討します 				
取組主体	国、北海道、南空知9市町、交通事業者				
取組内容	国	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な取組実施の際に、必要な助言や先行地域の事例の情報提供を行います 			
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な取組実施の際のステークホルダーとの調整を行います 			
	南空知9市町	<ul style="list-style-type: none"> 現状の情報提供を継続し、情報提供体制の拡充を検討・実施します 各市町が目的別に実施している移動支援策について、地域の実情に合わせた見直し及び移動支援の継続に努めます 			
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な利用者に加え、スポット的に利用する方にも分かりやすい運行内容の掲示に努めます 南空知9市町や関係者等と協力し、情報提供のあり方や公共交通を自発的に利用していただけるような取組を検討・実施します 				
スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)

協議会意見等を反映

P117

8. 計画の進捗管理及び管理体制

8-1 計画の進捗管理

(1) 評価指標及び目標値

1) 実施事業と評価指標の関連性

本計画の進捗管理のため、以下の評価指標及び目標値を設定します。

表 8-1 評価指標

対応する事業	評価指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
①③	指標Ⅰ 広域交通の利用者数	962千人	969千人 以上
①②③	指標Ⅱ 広域交通の平均収支率	38.1%	39.7% 以上
①②③	指標Ⅲ 広域交通への公的資金投入額	412,204千円	412,204千円 以下
②	指標Ⅳ 広域交通における運転手数	83人	83人 以上

※広域交通…本地域を運行する地域間幹線系統

※運転手…北海道中央バス岩見沢営業所及び下段モータースに所属する運転手

2) 目標値の測定方法及び測定時期

指標Ⅰ～Ⅳについて、広域交通の運行事業者からの提供データによって、目標値を測定します。なお、地域間幹線系統補助申請の関係上、毎年6月頃にデータが収集できることから、同時期に評価指標の検証を実施します。

3) 評価指標の設定理由

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により厳しい状況が続いている中で、広域交通の持続性を確保していくため、利用者数の増加及び収支率の改善を目指すとともに、路線の維持・確保を目的とした公的資金の投入額が増加に転じないよう、各種施策に取り組んでいきます。

また、運転手の確保について、計画策定時では運転手数が不足している状況ですが、本計画の策定後に必要に応じて路線の最適化等を実施することにより、運行に必要な人数の減少が想定されるため、本地域の交通ネットワークの確保に向け、現状の運転手数が維持されるよう、各種施策に取り組んでいきます。

P108

8. 計画の進捗管理及び管理体制

8-1 計画の進捗管理

(1) 評価指標及び目標値

1) 実施事業と評価指標の関連性

本計画の進捗管理のため、以下の評価指標及び目標値を設定します。

表 8-1 評価指標

対応する事業	評価指標	現状値 (R4年度)	目標値 (R10年度)
①③	指標Ⅰ 広域交通の利用者数	962千人	969千人 以上
①②③	指標Ⅱ 広域交通の平均収支率	38.1%	41.0% 以上
①②③	指標Ⅲ 広域交通への公的資金投入額	000,000千円	000,000千円 以下

※広域交通…本地域を運行する地域間幹線系統

2) 目標値の測定方法及び測定時期

指標Ⅰ～Ⅲについて、広域交通の運行事業者からの提供データによって、目標値を測定します。なお、地域間幹線系統補助申請の関係上、毎年6月頃にデータが収集できることから、同時期に評価指標の検証を実施します。

3) 評価指標の設定理由

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により厳しい状況が続いている中で、広域交通及び生活圏交通の持続性を確保していくため、利用者数の増加及び収支率の改善を目指すとともに、路線の維持・確保を目的とした公的資金の投入額が増加に転じないよう、各種施策に取り組んでいきます。

・現状値及び目標値の修正

・指標へ運転手数を追加

・指標追加に伴う文章の修正

正

P118

(2) 目標値の算出方法

以下に整理する考え方に沿って、目標値を算出しています。

1) 将来人口の推計

本地域の令和5（2023）年及び令和10（2028）年の人口について、国勢調査及び将来人口推計（社会保障・人口問題研究所（H30推計））を用いて推計しています。

表 8-2 人口推計の結果

令和5（2023）年	令和10（2028）年	変化率
147,162人	132,250人	-10.1%

2) 令和5（2023）年度の見込み値

本地域の広域交通の運行事業者からの提供データにより、令和5（2023）年度における広域交通の利用者数及び平均収支率等の見込み値を確認しています。

表 8-3 令和5（2023）年度の見込み値

評価指標	令和5（2023）年度の見込み値
指標Ⅰ 広域交通の利用者数	969千人
指標Ⅱ 広域交通の平均収支率	39.7%
指標Ⅲ 広域交通への公的資金投入額	※
指標Ⅳ 広域交通における運転手の確保	79人

※令和5（2023）年度の補助額は未確定

3) 令和10（2028）年度における評価指標の推計値

人口推計及び見込み値に基づき推計すると、令和10（2028）年度は以下の推計値となっています。

表 8-4 令和10（2028）年度の見込み値

評価指標	令和10（2028）年度の推計値
指標Ⅰ 広域交通の利用者数	871千人
指標Ⅱ 広域交通の平均収支率	35.7%
指標Ⅳ 広域交通における運転手の確保	71人

4) 目標値の設定

上記のとおり広域交通の利用者数、平均収支率及び運転手数は令和10（2028）年度に減少することが見込まれますが、本計画に位置付けた取組を推進することにより、令和5（2023）年度見込み値の利用者数、収支率及び令和4（2022）年度現況値の公的資金投入額、運転手数の維持・改善を目指します。

※本計画に位置づける取組の実施により、R10見込値以上を目標

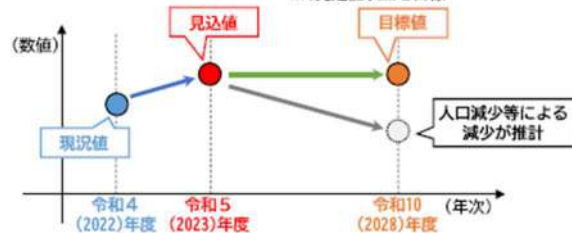


図 8-1 現況値、見込み値及び目標値のイメージ

P109

(2) 目標値の算出方法

以下に整理する考え方に沿って、目標値を算出しています。

1) 将来人口の推計

本地域の令和5（2023）年及び令和10（2028）年の人口について、国勢調査及び将来人口推計（社会保障・人口問題研究所（H30推計））を用いて推計しています。

表 8-2 人口推計の結果

令和5（2023）年	令和10（2028）年	変化率
146,360人	131,529人	-10.1%

2) 令和5（2023）年度の見込み値

本地域の広域交通の運行事業者からの提供データにより、令和5（2023）年度における広域交通の利用者数及び平均収支率の見込み値を確認しています。

表 8-3 令和5（2023）年度の見込み値

評価指標	令和5（2023）年度の見込み値
指標Ⅰ 広域交通の利用者数	969千人
指標Ⅱ 広域交通の平均収支率	41.0%
指標Ⅲ 広域交通への公的資金投入額	※

※令和5（2023）年度の補助額は未確定

3) 令和10（2028）年度における評価指標の推計値

人口推計及び見込み値に基づき推計すると、令和10（2028）年度は以下の推計値となっています。

表 8-4 令和5（2023）年度の見込み値

評価指標	令和10（2028）年度の推計値
指標Ⅰ 広域交通の利用者数	871千人
指標Ⅱ 広域交通の平均収支率	36.9%

4) 目標値の設定

上記のとおり広域交通の利用者数及び平均収支率は令和10（2028）年度に減少することが見込まれますが、本計画に位置付けた取組を推進することにより、令和5（2023）年度見込み値の利用者数及び収支率を維持することを目指します。

※本計画に位置づける取組の実施により、R10見込値以上を目標

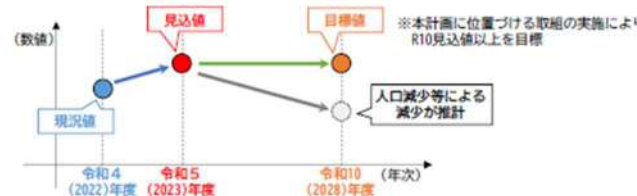


図 8-1 現況値、見込み値及び目標値のイメージ

・将来人口の推計値の修正

・令和5年度見込み値の修正及び運転手数の追加

・令和10年度見込み値の修正及び運転手数の追加

・目標追加に伴う文章の修正

<p>付属資料</p> <p>(1) 南空知地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、南空知地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議を行うために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議</p> <p>(2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する協議</p> <p>(3) 地域の实情に即した適切な乗合旅客運送の態様、運賃又は料金等の協議</p> <p>(4) 有償運送の必要性及び旅客から收受する対価の協議</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業（協議会の委員）</p> <p>第4条 協議会は、北海道空知総合振興局副局長及び別表に掲げる組織から推薦された者をもって組織する。</p> <p>2 委員の報償費及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。</p> <p>3 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。</p> <p>(協議会の役員)</p> <p>第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>2 会長は、北海道空知総合振興局副局長をもって充てる。</p> <p>3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充て、任期は2年とする。</p> <p>4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。</p> <p>(総会)</p> <p>第6条 総会は、委員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、会長が招集する。</p> <p>3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。</p> <p>(1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項</p> <p>(2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項</p> <p>(3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項</p>	<p>(新設)</p>	<p>付属資料（規約）の追加</p>
--	-------------	--------------------

<p>(4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項 (5) 協議会の解散に関する事項 (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項</p> <p>4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。</p> <p>5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。</p> <p>6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。</p> <p>7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。</p> <p>8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると議長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。</p> <p>10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。</p> <p>11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。</p> <p>12 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (専門部会)</p> <p>第7条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)</p> <p>第8条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員、第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定する専門部会に出席した委員以外の者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第3項の規定により置かれたオブザーバーも、同様とする。 (事務局)</p> <p>第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課に置く。</p>		
---	--	--

<p>3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。</p> <p>4 事務局長は、北海道空知総合振興局地域創生部長をもって充てる。</p> <p>5 事務局次長その他必要な職員は、会長が指名する者をもって充てる。</p> <p>6 事務局は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 総会等の運営に関する業務</p> <p>(2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務</p> <p>(3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(財務)</p> <p>第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。</p> <p>2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(解散の場合の措置)</p> <p>第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。</p> <p>2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。</p> <p>(剰余金等の処理)</p> <p>第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>(事故の処理)</p> <p>第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和5年3月27日から施行する。</p>		
---	--	--

(2) 南空知地域公共交通活性化協議会及び部会の委員構成
 1) 南空知地域公共交通活性化協議会の委員構成

別表(第4条関係)
 【委員】

	所属	備考
北海道運輸局	札幌運輸支局	
市町	夕張市	
	岩見沢市	副会長
	美幌市	
	三笠市	
	南幌町	
	由仁町	
	長沼町	
	栗山町	
交通事業者	北海道旅客鉄道株式会社	
	北海道中央バス株式会社	
	夕張鉄道株式会社	
	株式会社美幌自動車学校	
	有限会社下段モーターズ	
労働組合	空知地区ハイサー協会	
	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会	
道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部	
	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	
警察	北海道警察本部	
	岩見沢商工会議所	監事
民間団体	三笠市商工会	
	夕張市社会福祉協議会	監事
	由仁町社会福祉協議会	
道	空知総合振興局	会長

【オブザーバー】

市町	滝川市
	砂川市
	奈井江町
	札幌市
	江別市
	北広島市
交通事業者	ア14-1-8北海道バス

【事務局】

空知総合振興局	地域創生部地域政策課
---------	------------

2) 南空知地域公共交通活性化協議会部会の委員構成

別表(第3条関係)

所属	北部方面部会	南部方面部会
札幌運輸支局	●	●
夕張市		●
岩見沢市	●	●
美幌市	●	
三笠市		
南幌町		●
由仁町		●
長沼町		●
栗山町		●
月形町	●	
北海道旅客鉄道株式会社		●
北海道中央バス株式会社	●	●
夕張鉄道株式会社		●
有限会社下段モーターズ	●	
岩見沢商工会議所	●	●
三笠市商工会		
夕張市社会福祉協議会		●
由仁町社会福祉協議会		●

【事務局】

空知総合振興局

(3) 南空知地域公共交通活性化協議会の開催経緯		(新設)	付属資料（開催経過）の追加
開催日	開催内容		
令和4年 3月27日	【設立総会】 (1) 南空知地域公共交通活性化協議会規約（案）について (2) 副会長及び監事の指名について (3) 協議会の各種規程（案）について (4) 南空知地域における公共交通の現状と課題について (5) 令和5年度事業計画案及び予算案について (6) 専門部会の設置について		
令和5年 7月25日	【第1回協議会】 ●報告事項 ・南空知地域公共交通計画策定支援委託業務契約について ●協議事項 ・今後の計画策定について 【第1回専門部会】 (1) 乗降調査について (2) 住民アンケート調査について		
令和5年12月 4日	【第2回協議会】 ●報告事項 ・乗降調査結果及び住民アンケート調査結果について ●協議事項 (1) 南空知地域公共交通計画の骨子案について (2) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について		